

議案第45号

三朝町手数料条例の一部改正について

次のとおり三朝町手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成15年6月13日

三朝町長 吉田 秀光

平成15年6月19日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町手数料条例の一部を改正する条例

（三朝町手数料条例の一部改正）

第1条 三朝町手数料条例（平成12年三朝町条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 略</p> <p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(28) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第13号ニ若しくは第62条の3第4項第13号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(29)～(44) 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(27) 略</p> <p>(28) 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第12号ニ若しくは第62条の3第4項第12号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(29)～(44) 略</p> <p>第3条以下 略</p>

第2条 三朝町手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」とい

う。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 略</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p><u>(24) 住民基本台帳法第12条の2第1項の規定に基づく住民票の写しの交付</u> 1通につき 300円</p> <p><u>(25) 住民基本台帳法第30条の44第1項の規定に基づく住民基本台帳カードの交付又は再交付</u> 1枚につき 500円</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p>(36) 略</p> <p>(37) 略</p> <p>(38) 略</p> <p>(39) 略</p> <p>(40) 略</p> <p>(41) 略</p> <p>(42) 略</p> <p>(43) 略</p> <p>(44) 略</p> <p>(45) 略</p> <p>(46) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p>(36) 略</p> <p>(37) 略</p> <p>(38) 略</p> <p>(39) 略</p> <p>(40) 略</p> <p>(41) 略</p> <p>(42) 略</p> <p>(43) 略</p> <p>(44) 略</p> <p>2 略</p> <p>第3条以下 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成15年8月25日から施行する。